議案第41号

備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制 定について

備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を次のとおり制 定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 告 村 武 司

備前市条例第 号

備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に 関する法律(昭和62年法律第78号。以下「法」という。)第2条第1項及び第7条の規定に基づき、 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し、必要な事項を定めるものと する。

(職員の派遣)

- 第2条 任命権者は、備前市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準じるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。
 - (1) 外国の地方公共団体の機関
 - (2) 外国政府の機関
 - (3) 我が国が加盟している国際機関
 - (4) 外国の学校、研究所又は病院であって、前3号に該当しないもの
 - (5) 前各号に準じる機関で市長が派遣を必要と認めるもの

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 - (2) 非常勤職員
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員
 - (4) 備前市職員の定年等に関する条例(平成17年備前市条例第39号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
 - (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同 法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同 法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されて いる職員

(派遣の期間の更新等)

- 第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の 同意を得て、これを更新することができる。
- 2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、市長に協議しなければならない。
- 3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き3年を超えることとなるとき及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。ただし、派遣の期間が3年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き3年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であって、当該更新によっても派遣の期間が引き続き3年3月を超えないこととなるときは、この限りでない。

(派遣職員の給与)

- 第4条 派遣職員の派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)第25条の3に規定する給与の100分の100以内を支給する。
- 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
- 3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員が指定する者に対して支払うことができる。 (派遣職員に関する備前市職員の給与に関する条例の特例)
- 第5条 派遣職員に関する備前市職員の給与に関する条例第27条第1項の規定の適用については、

派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に対する旅費の支給)

第6条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、備前市職員の旅費に関する条例(平成17年備前市条例第59号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(報告)

- 第7条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。
- 2 任命権者は、市長が規則で定めるところにより、職員の派遣の状況を市長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。